

**【表紙】**

【提出書類】	変更報告書No. 2
【根拠条文】	法第27条の25第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三菱重工業株式会社 取締役社長 宮永 俊一
【住所又は本店所在地】	東京都港区港南二丁目16番 5 号
【報告義務発生日】	平成25年 7 月11日
【提出日】	平成25年 7 月16日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1 名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が 1 %以上増加したこと 保有目的欄の記載の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社東洋製作所
証券コード	6443
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場 第二部

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者)/1】

#### (1)【提出者の概要】

##### 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三菱重工業株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区港南二丁目16番5号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和25年1月11日
代表者氏名	宮永 俊一
代表者役職	取締役社長
事業内容	<p>(1) 船舶及び艦艇の建造、販売、修理及び救難解体</p> <p>(2) 特殊自動車、鉄道車両及び特殊装甲車両の製造、販売及び修理</p> <p>(3) 航空機、宇宙機器及び飛しょう体の製造、販売及び修理</p> <p>(4) タービン、ボイラ、内燃機関、水車、原子力装置、その他原動機の製造、据付、販売及び修理</p> <p>(5) 製鉄機械、窯業機械、鉱山機械、化学機械、繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、合成樹脂加工機械、ゴム・タイヤ機械、工作機械・工具、建設機械、冷凍機械、空気調和機械、農業機械、荷役運搬機械、食品機械、包装機械、風水力機械、油圧機器、空気制御装置、電気及び電子機器、医療機械、その他各種産業用及び一般用機械機器装置の製造、据付、販売及び修理</p> <p>(6) 大気汚染防止装置、水質汚濁防止装置、廃棄物処理装置、その他公害防止及び環境改善装置の製造、据付、販売及び修理</p> <p>(7) 橋梁、水門扉、煙突、海洋機器、その他鉄構物並びに各種鉄工品の製造、据付、販売及び修理</p> <p>(8) 兵器の製造、販売及び修理</p> <p>(9) 土木建築工事の設計、監理及び施工</p> <p>(10) 前各号に掲げたものの賃貸、エンジニアリング業務、技術の販売、部品の製造及び販売</p> <p>(11) 不動産の賃貸、売買及び管理</p> <p>(12) 電気及び熱の供給</p> <p>(13) 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理</p> <p>(14) 人工衛星の打上げ</p> <p>(15) 前各号に掲げたものの附帯関連事業</p>

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	総務法務部グループ長（企画グループ） 山本 博章
電話番号	03-6716-3111（大代表）

## (2) 【保有目的】

<p>発行者の完全子会社化等を目的とした重要提案行為等を行うこと。</p> <p>なお、提出者は、提出者が発行者の発行済株式の全て（ただし、発行者が所有する自己株式を除きます。）を取得するため、発行者に対し、発行者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じ。）の規定する種類株式発行会社とすることを内容とする発行者の定款の一部変更を行うこと、発行者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付することを内容とする発行者の定款の一部変更を行うこと及び発行者の当該株式の全部（ただし、発行者が保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類発行済株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む発行者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を要請する予定です。また、提出者は、発行者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日として、上記の定款一部変更を行うことを付議議案に含む株式の内容として全部取得条項が付されることになる発行者の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催することも要請する予定です。なお、提出者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。</p>
---

## (3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	20,634,702		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 20,634,702	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		20,634,702
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月11日現在)	V	22,296,204
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		92.55
直前の報告書に記載された株券等 保有割合(%)		37.20

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量(株)	割合(%)	市場内外取引 の別	取得又は処分 の別	単価(円)
平成25年7月11日	株券(普通株式)	12,339,702	55.34	市場外取引	取得	542

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

## (7)【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	6,688,118
借入金額計(X)(千円)	-
その他金額計(Y)(千円)	-
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	6,688,118

## 【借入金の内訳】

該当事項はありません。

## 【借入先の名称等】

該当事項はありません。